

指名競争入札参加者指名基準運用方針

(平成21年3月27日 要綱第624号)

指名競争入札参加者指名基準（以下「基準」という。）の適正な運用を図るため、次により必要な事項を定める。

第3（事業別基準）関係

1 基準第3(1)の「等級に格付けされた者」とは、次に掲げる区分による。

ア 土木工事

(1)資格A

町内に本店を有し、建設業法に規定する土木工事業の許可を有する事業者で、経営事項審査結果に基づく総合評点により（4）の方法によって算出された格付け基準点が、830点以上の者。

(2)資格B

町内に本店を有し、建設業法に規定する土木工事業の許可を有する事業者で、経営事項審査結果に基づく総合評点により（4）の方法によって算出された格付け基準点が、660点以上830点未満の者。

(3)資格C

町内に本店を有し、建設業法に規定する土木工事業の許可を有する事業者で、経営事項審査結果に基づく総合評点により（4）の方法によって算出された格付け基準点が660点未満の者。

(4)基準点の算出

基準点は、経営事項審査結果通知書の完成工事高評点（X1）について、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、管工事、ほ装工事、しゅんせつ工事及び水道施設工事の完成工事高を合算して再計算し、技術職員数の評点は上記7工種のうち最も高い評点をもって技術職員数評点（Z点）とし、他の3審査項目の評点と合わせて総合評点（P）の算出式に当てはめて算出するものとする。

(5)弾力的運用

工事の内容、発注件数その他指名競争入札の適正な執行のため必要があるときは、格付け区分の直近上位若しくは直近下位に格付けされた者を含め、弾力的に運用するものとする。

イ 建築工事

(1)資格A

町内に本店を有し、建設業法に規定する建築工事業業の許可を有する事業者で、経営事項審査結果に基づく総合評点により（4）の方法によって算出された格付け基準点が、720点以上の者。

(2)資格B

町内に本店を有し、建設業法に規定する建築工事業の許可を有する事業者で、経営事項審査結果に基づく総合評点により(4)の方法によって算出された格付け基準点が、600点以上720点未満の者。

(3)資格C

町内に本店を有し、建設業法に規定する建築工事業の許可を有する事業者で、経営事項審査結果に基づく総合評点により(4)の方法によって算出された格付け基準点が600点未満の者。

(4)基準点の算出

基準点は、経営事項審査結果通知書の完成工事高評点(X1)について、建築一式工事、大工工事、左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事及び鉄筋工事の完成工事高を合算して再計算し、技術職員数の評点は上記14工種のうち最も高い評点をもって技術職員数評点(Z点)とし、他の3審査項目の評点と合わせて総合評点(P)の算出式に当てはめて算出するものとする。

(5)弾力的運用

工事の内容、発注件数その他指名競争入札の適正な執行のため必要があるときは、格付け区分の直近上位若しくは直近下位に格付けされた者を含め、弾力的に運用するものとする。

2 電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、造園工事、水道施設工事、水道施設工事、消防施設工事、塗装工事、屋根工事、建具工事等

町内に本店を有する事業者を優先し、事業の内容を勘案のうえ、指名選考する。

附 則(上ノ国町要綱第624号)

この運用方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(上ノ国町要綱第702号)

この運用方針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(上ノ国町要綱第756号)

この運用方針は、平成25年4月1日から施行する。